

平成19年度 第12回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年12月17日（月）14:03～16:47

場 所：第二水産ビル4F会議室

出席者：

（委員）井上会長、佐藤委員、林委員、宮田委員、山本委員

（事務局）川城地域主権局長、井筒地域主権局次長、
田中地域主権局参事

○川城地域主権局長：

定刻になりました、少し過ぎましたけれども、五十嵐、宮田両委員からちょっと遅れられるというご報告がございましたので、始めさせていただきたいと思います。

第12回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただきたいと存じます。

冒頭、私のほうから1点ご報告をさせていただきたいと思います。当委員会からいただきました、緊急提案の答申につきましては、道として国への提案として取りまとめまして、先の第4回定例道議会に議案として提出をして、全会派一致で議決をいただいたところがございます。12日の議決でございます。それを踏まえまして今週、高橋知事がこの提案につきまして、増田大臣などに説明に行くということにしております。本当にこれまでのタイトなスケジュールの中で、ご審議をいただきました。改めて委員の皆様にお礼を申し上げる次第でございます。また引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

会長よろしく願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今報告ありましたように、私どもが第1次答申あるいは緊急提案ということで呼んでおりますものは、先に終了した第4回の定例道議会で全会派一致で可決されたということで、今後この案件につきましては、所定の手続を踏んで国まであがって行って、その後実現に向けての様々な形での折衝、交渉等が行われるということでもあります。後ほど今後の、この案件についての予定につきましては、事務局のほうからお話があるかと思えます。

それで今日は、この緊急提案あるいは第1次答申というものに続くですね、第2次答申というものの答申案を審議していただくということでありまして、もう何回も会議を重ねてまいりましたけれども、第2次答申というものについての審議は、今日ここでファイナライズして、そして第2次答申という形で、近々に知事のほうに答申という形で付したいというふうに思っておりますので、今日の12回目ですね、審議におきましては、よろしくご配慮のほどお願いいたしたいと思っております。

それで、今日はそういうふうに会議を位置付けまして、議論の組み立て方を若干説明しておきたいと思いますが、お手元に配布してあります、この資料の1ですね、これに基づいて若干コメントをさせていただきたいと思います。本日に先立つ11回目についても、環境、観光、地方自治というそれぞれの分野について、先生方から闊達なご議論をいただき、建設的なご意見をいただきました。その中で、もう何回も同じようなこと

をやっておるんですが、環境のところについては、①、②、③、④というような形で最終答申、第2次答申に織り込むということで、一応の結論が出ているやに思っております。

続きまして観光のところでございますが、前回までに審議したというところは、1つは観光振興特区という形で、いくつか括っておりますけれども、地域限定通訳案内士というもの。更にずっといきますけれども、外国人人材の受入れといったところ。更に少しの議論はいたして、きちんとまとめていただきたいというふうに申し上げておきましたのは、11回目のところの○が付いているところ、特定免税店制度という形のところであります。これら3件については、委員の先生方のご意見を踏まえながら、第2次答申ということに含めていくということで、ご賛同をいただいているというふうに理解しております。あとその上のほうにですね、11回までに○が付いていなくて12回に☆が付いているところ、これは後ほど事務局のほうから話をさせていただきたいと思っておりますけれども、前回もこの観光のところ、当初は2本という形になっておりましたけれども、3本あるいはできるだけ多いほうが良いということですね、その前後から私のほうも事務局のほうに指示を出しましてですね、もう少しふくらむ方法がないのかという形で、一応の準備をさせていただいたところでもあります。この点につきましては、また後ほど先生方からのご意見等々をいただく形で、観光振興特区というところに括っていきたいというふうに思っております。

その他、地方自治というところにつきましては、地方自治法の規律密度ということにつきまして、これは委員の先生からですね、ご提案あるいはアドバイスをいただきながら、答申に向けて事務局ですね、答申案を固めていただきたいということで、前回結論をつけていたというふうに理解しておりますし、また地方自治のところでは1本というわけにはいかないものですから、2本という形で町内会事業法人制度。これは10回目に参考人呼びましてですね、説明をいただき、前回は整理案を検討し、答申案にまとめていこうということで、これも先生方からのご意見を頂戴しながら、そういった形にするということにしておったと思います。

そういうことで、今日12回のところは、☆印、答申案という形で、ご検討いただきたいというふうに思っております。それで、その他ですね、空港の一括管理というのは何回か議論してまいりましたけれども、答申案に織り込むというところにまでは先生方の結論が至らなかったというふうに理解しております。あと下のほうに緊急自動車というところがありますが、これについても同様に、検討いたしましたけれども整理案、更に答申案というところにまでは至らなかった。これは私としては甚だ残念でありますけれども、会の意見として、委員会の結論としてはそういうふうになっているということでもあります。

そういう形ですね、今日は☆のところを中心に議論をさせていただくということで、審議を進めさせていただきたいというふうに思っております。

それで、(1) 答申案の審議についてということで、事務局に説明をいただきたいと思います。最初ですね、環境のところ。これももう何回もやっていますから、何か変わったところがあればそこを中心にとということでも結構ですし、また、全体の姿が少し見えるように説明をいただきたい。特に、変えたところがあれば、そこに触れながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料2に基づきまして、答申案のご説明を進めたいと思っております。

資料2を見ていただきますと、つくりといたしましては、第2回答申の案ということ

で、環境4テーマ、観光5テーマ、地方自治2テーマという形でございます。

形から入りますと、めくっていただきますと、答申1から順次、答申の11ということまで付いてございまして、さらにめくっていただきますと整理案ということで、議会権能の自治法96条の関係が付いてございます。それでその下、13ページ以降でございしますが、参考資料ということでそれぞれ今般の答申案に关します参考資料というものを添付させていただいております。

それで大変、12回目を迎えて、7月30日に始まりまして本日12月17日と141日間でございます。これまで、これを12回で割りますと11.8日。また勉強会2回を入れまして14で割りますと10.1日、1回ごと、ということで、10日ないし12日に1回ずつハイペースで委員会を開いていただきましたこと、改めまして感謝申し上げます。また私ども、初めて出来ました全国初の仕組みでございまして、道民の提案をこの検討委員会に審議いただき国に持って行くという点で、多々、なかなか不慣れで先生方にご迷惑かけましたこと、改めてこの場でお詫びをしたいと思います。その中で、私ども道庁関係部の協力のもと、時間の許す限り、1本でも多く道民の声を国政に届けたいという気持ちでやってまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

では資料に沿って説明いたします。

それではまず環境、めくっていただきまして答申の1でございます。

国土利用の規制権限等の移譲。現状、課題は変わってございません。目指すすがたも前回同様でございますが、4ヘクタール超の農地転用の許可権、また民有保安林の指定・解除権限につきまして、国に留保されている権限につきまして、今回北海道に権限移譲してもらって決定をしたいということでございます。それで将来的には、その他いろいろございます、国の協議・同意を廃止をしたいということでございます。

つきましては参考資料、14ページ以降をご覧ください。

14ページ、開いていただきますと、14ページは国の関与の例ということで、これまで同様、14、15、16、同様でございます。17、前回もお出しいたしましたが、いわゆる通達を法令化するといった、基準が非常に細かく法令化されておるといふ点。

それでめくっていただきまして、19、20、21、ここもずっと同様でございます。

それで24ページ、24ページにつきましては、今年の3月、地方六団体の分権改革推進本部におきまして、これら農地転用の権限については地方が行うべきというものの整理。

また右側、25ページでございますが、分権改革推進委員会、本年11月16日でございますが、中間とりまとめの中でも、やはり農地転用の許可については国が行う必要はないというものがございます。

それでめくっていただきまして26ページ。これは多々議論がございましたが、国の関与というものがどのように位置付けられているかということで、法令に基づく財政上又は税制上の特例措置を有する場合につきまして、そういう計画を自治体を作る場合は、国の関与が認められておるといふものを添付してございます。

あと27、28は、それぞれ農地法、森林法に基づく新旧対照表でございます。

以下29ページ、30ページにつきましては、関係法令ということで変わってございません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今、環境のところで答申1、国土利用の規制権限等の移譲等について、事務局のほ

うから説明がありましたけれども、只今の点、原案どおりですね、答申案に盛り込むという形でよろしいでしょうか。あるいは更にご意見、ご質問があれば、併せてお出しただければというふうに思います。いかがでしょうか。人数が少ないもんですから、非常に殺風景で。よろしゅうございますか。

(各委員発言なし。)

では、只今の件については、答申に盛り込みたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

併せて、事務局のほうから続きを説明していただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

はい、では2ページ答申2、人工林資源の一体的な管理体制の構築という点でございます。昨今のいわゆる北海道の森林を取り巻く現状を踏まえまして、目指すべきですが。人工林資源の一体的な管理体制の構築をしたいということで、森林計画制度、また、森林施業計画の認定基準が全国一律であること。また、伐採届出による伐採につきましても全国一律ということで、いわゆるこういった全国一律のものから右側に流れますと、県が作ります地域森林計画と市町村森林整備計画を統合して一体的な森林管理をやること、また国基準に樹種別の伐採量を追加する、いわゆる道独自の上乗せ基準を乗せること。更に道独自に伐採量を抑制するという、新たな審査手続を追加すること。ということから、一番下でございますが、計画から伐採計画までの確に管理することにより、森林資源の保全と循環利用の両立を図りたいということでございます。

これに関する関係資料、いわゆる参考資料は、31ページ以降をお開きください。

31ページで、これは途中で、いわゆる人工林の資源管理対策として、皆伐の抑制対策と併せまして造林の推進対策もやりながら、北海道らしい森づくりを進めたい。

それで32ページは、これは全国森林計画につきまして、現在トップダウンの計画制度を地方が一体となった資源管理計画を行っていきたいというものを整理したものでございます。

以下33ページ以降は、これまでも何度となく付けてきてございますが、パラパラとめくっていただきまして、36ページには新旧対照表。それで37ページ以降、39ページまで関係条項を付けてございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今、答申2、人工林資源の一体的な管理体制の構築についてということにつきまして、事務局のほうから説明をいただきました。只今の答申2の案件につきまして、こういうような形で答申という形にしてよろしいかどうか、ご審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

何回も目を通してきましたので、新しいものが出ていないと原案どおりということになるんだと思いますけれども、引き続きですね、同様な形になるかと思いますが、答申

の3、森林関係審議会の統合ということについて、改めて事務局のほうから説明方お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

3ページでございます。現状の2つ目のポツでございますが、国において委員の人数、組織・運営事項などが法律で規定されておるということで、いろいろ問題がございまして、目指すべきすがた。法律により設置されました森林審議会、あと条例で設置しております北海道森林づくり審議会、これらを統合いたしまして、一番右側でございますように、北海道の林務施策全般を一体的に審議することにより、効率的かつ統一的な展開を図りたいということで、下でございますが、これによる専門的な審議、またいろいろ委員会の柔軟な運営が可能となるということでございます。

それで関係資料をめぐっていただきますと、40ページでございます。

40ページも、これまでも出してまいりましたが、法律と条例設置との違い。

あと41ページが地方分権推進委員会、平成9年の段階で、いわゆる国が定める審議会についてもっと弾力的にできるようにという答申が出ていること。

また、43ページにおきましては、一応新旧対照表。

あと関係法令を44ページに添付しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございます。

事務局のほうから答申3、森林関係審議会の統合ということにつきまして、説明をいただきました。只今の点につきまして、ご意見、ご質問等があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(各委員発言なし。)

よろしゅうございますか。

では答申3というのは、原案どおり答申という形で手続方お願いしたいというふうに思います。

では、環境のところの一番最後になりますが、答申の4、廃棄物処理法に基づく権限の移譲ということにつきまして、事務局のほうから説明方お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

4ページでございます。

目指すすがたにございますが、廃棄物処理法に基づく権限の移譲を行いたいということで、リサイクルなど再生利用の特例認定、今環境大臣がやっております。その権限を道に移してほしいと。権限移譲。また、廃棄物処理施設の設置基準につきましては、やはり全国一律ということで、道条例により例えば上乗せ規制、これはあくまでも住民の安全・安心を守りたいという趣旨からでございますが、そのような独自の設定を行いたいということでございます。これによりまして、下のポツの真ん中でございますが、例えば水道水源への配慮など、道民の皆様が安全・安心かつ円滑な廃棄物処理施設の設置も可能になるということを目指してございます。

それで、参考資料につきましては45ページ以降でございます。

ここも特に新しいものはございませんが、45ページでまず、北海道が取り組んでお

ります循環型社会の形成に向けた取り組み。

めくっていただきまして46ページ、いわゆる一廃・産廃の制度的な現状。

続きまして47ページ、廃棄物処理法に基づく権限の移譲と。それで今、この47ページでございますが、(1)の再生利用の特例認定の中に、いわゆる一般廃棄物の再生利用の特例、また国(*)というのがございます。下に注を入れておりますが、ここで再生利用の特例認定に伴う立入検査・報告徴収など、いわゆる指導監督権限というのは、そもそも知事又は市町村長が持っておるということから照らしても、やはりこの再生利用の特例認定は権限移譲してもらっていいのではなかろうかというふうに考えてございます。

めくっていただきまして48ページ、これも制度の流れ。

49ページがいわゆる廃棄物施設の設置の具体的な手続き。

50ページは、釧路で起こりました産業廃棄物処理施設の不許可処分の訴訟の例と。これも何度かご説明させていただきました。

51ページ、新旧対照表。

そのあと延々と恐れ入ります、法律が続きまして、57ページで関係条文ということでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

環境のところの最後になります。答申の4、廃棄物処理法に基づく権限の移譲ということで、これをこのままですね、答申に盛り込んでいいのかどうか、その点について、ご審議のほどお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(各委員発言なし。)

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

では、環境のところ、答申の1から答申の4まで、4件の答申ということをもとめていただきましたので、これらを柱に答申をしてまいりたいと思っておりますので、最終的な答申の作成事務については、事務局のほうによりお願いしたいと思っております。

では、観光に移って行きたいと思っております。

答申のほうに特定免税店制度の創設というものがあります。これらのところも何度もこの場でですね、審議してまいったところがございますけれども、この点についてね、事務局のほうからまず説明をいただきたいというふうに思います。

答申の5について、説明方お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは5ページ、特定免税店制度の創設でございます。

これにつきましては、現状から申しますと、国内の主要な観光地の中で北海道は、南の沖縄と並びまして国内旅行の目的地となっております。ただ近年、沖縄と北海道を比べますと、沖縄の観光客が増加している一方、北海道は横ばいであるという現状でございます。また外国人来道者につきましては、台湾、韓国、香港など、東アジア地域を中心に増加しておりまして、とりわけ冬の北海道という人気は高いという現状でございます。

そうした中で課題といたしましては、外国人観光客のリピーターの確保、また道外か

らの観光客の増加のためには、いわゆる北海道観光の新たな魅力づくりが必要ではないかということ。それでその中で、ショッピングにつきましては、観光の主要な目的の1つでございまして、特定免税店制度の創設というものは、東アジア地域を始め、国内の観光客が北海道を選択する大きなインセンティブとなるものと考えられます。また、沖縄におきましては、免税限度額20万円となつてございますが、限度金額の設定が低いことから、例えば往復の航空運賃をかけてまで買い物に来るかどうかといったニーズに対して、もう少し、現状では現在のメリットが乏しいのかなという課題がございます。

それで目指すすがた、特定免税店制度の創設。これは北海道におきまして、特定免税店制度、これは携帯して、物を買って道外に持ち出す場合に限定すると。それで道内の特定空港内ターミナル、また特定の地域にある特定販売施設というものを設ける。また、限度額の撤廃、20万限度をもっと拡げる。あと免税店での道産品販売を例えば義務付けていくといった前提に立ちまして、道州制特区により関税を免除できないかという提案でございます。こうなりますと、国内2か所という、いわゆる免税店が国内2か所ということで、その希少性が北海道訪問へのインセンティブになるのではなかろうかと。また、これに伴う雇用増、税収増が期待できるということで、北海道経済を支える観光産業の振興によりまして、いわゆる北海道の特性を活かした自立的発展につながるのではないかという効果が期待できます。

それで、資料のほうでございしますが、59ページ以降をご覧くださいと思います。

59ページ、恐れ入ります、この資料につきましては、後ほど新たに出てまいりますものとペアで作られておりますが、いわゆる国際観光振興特別措置法というものを作って、ハード、ソフトの対策を打つてはどうかという、今回の提案でございます。そこに、まず●でございしますが、20年の北海道洞爺湖サミットを契機として、観光客が増える。また、その後対策をどうしていくか。そうした中で、外国人観光客のニーズに対応できる、国際的に通用する質の高い観光地づくりを進めたい。それでハード、ソフト両面での環境整備を行いたいと。特定免税店は左側でございます。ソフト対策と考えてございます。免税品の流れはこれまで出してきた資料と同様でございます。

めくっていただきまして60ページ。

ここも過去出してきたございますが、右下に書いてございます通り、14年以降の販売額、沖縄のケースでございますが、販売額が非常に、特に17年165億など非常に増えておるということ。

また、61ページは毛皮を、関税率20%の毛皮を例にとつて、関税がありなしで約10万円ぐらい違った場合に、往復旅行運賃との関係はどうかというので、前回お出ししております。

また62ページ、これは財務省におけます、沖縄の関税免税制度について、政策評価の結果でございます。ここについては大変高い効果をあげて、右側の②延長の必要性と書いてございますが、ハワイとか東南アジアなど、リゾート地との競合が厳しくなる中で、この沖縄免税店制度を延長することによって、観光客の約35%が楽しんでいるショッピング観光の魅力を向上させ、沖縄の自立的経済の構築に向けて非常に期待ができるというものがさらされております。

あとそれ以降、旅行のタイプ。これ前回お出しいたしましたでしたが、いろいろアンケートをとつても、ショッピングに対するニーズが多いということでございます。

それであと66ページ。特定免税店制度の創設ということで、一応新旧の形にしてございます。その時に66ページ右側でございますが、特区提案として、輸入品の特定免税の制度を作りたいということで、日本の観光の中心であるアジアの宝北海道の、より一層の観光振興を図りたいということで、このような北海道の自立的な発展に向けた取

り組みを考えてございます。

それで67ページが関係法令ということでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井上会長：

ありがとうございます。

環境に続いて、観光の部門で答申案をいくつかまとめて、本日ここに提案しているところでございます。それで、環境あるいは観光につきましては、これは、このテーマをなぜ取り上げるのかということで、第1次答申を取りまとめる最後の、日程の最後の日、あるいは第2次答申を議論する最初の日にですね、回に、申し上げさせていただいたと思いますけれども、やはり第1次答申同様ですね、道民の皆さん方にとって非常にテーマ性のあるものと言いますか、身近に感じられるものということで、第1次答申は医療、水道法あるいは食品の部分であげたところではありますが、第2次答申につきましては、来年の7月に行われる北海道洞爺湖サミットというものとぶつけて、ちょうどこれは日本の国全体がですね、そういう方向に向かって今、次第に動きつつある時、そういった時機、タイミングを捉えて、この環境というサミットのテーマについても、1つ北海道で先駆的に取り組むことが、他の状況に比べるとですね、非常に高い関心を持ちながら、持たれながらですね、正面突破できるかも知れないということ。そして、特に観光というのは、北海道の産業の1つの大きな柱であるということで、サミットの時期に、あるいは前後にですね、多くの外国人のお客様が来られるということで、その時期に合わせた形ですね、特区の提案をしていくという形で、国の関心と呼ぶ、あるいは一番大事な道民の皆さん方の関心と、後からね、後ろから支えていただけるというようなところが出てくるのではないかとということで、観光をあげているところであります。

それで答申の5につきましては、只今事務局から説明がありましたように、またこれは、何回かですね、第9回そして第11回にですね、この場で検討してまいったものでありますので、先生方におかれましてはですね、全体の姿ということをよくご理解いただいていると思いますけれども、答申と言うところに盛り込むに当たって、ご意見等々があればお出しいただきたいというふうに思います。

林委員どうぞ。

○林委員：

前回欠席だったものですから、ひよっとすると意見が出ていたのかも知れないんですけども、先日、伊達市の地域づくりのフォーラムに呼ばれて行った時に、まさにこの特定免税店制度の指摘がありまして、サミットの時にたくさんの方達が直接北海道に入ってくるだろうと。そのおみやげを買うときを考えると、千歳空港の免税店というのはかなり小さなものですよね。それでやはり、北海道とか洞爺湖の魅力もあるけれど、日本に来たということで、日本的なものを買いたいというお客様もいるのではないかと。そういう意味ではこれを今回のサミットの時に、何と申すんでしょうか、試行的に申すんでしょうか、例えば千歳空港で免税店をもう少し充実させるとか、あるいは洞爺湖サミットの会場の近所にそうした、何と申すんでしょうかね、暫定的であってもそういう免税店のようなものができたら良いのになということ、地域の人達との話の中で思いました。それで今回のこの、普通に行くとなかなかすぐには無理ですよね。ただ、サミットに向けて何か特別的なことは答申として可能性はあるのでしょうか。という意見です。

○井上会長：

ありがとうございました。

事務局で意見があれば、今に対する答えがあれば、お出しいただきたいと思いますが。

○川城地域主権局長：

実は以前に、林委員からそういう伊達の、経済人の方のお話を聞いたものですから、ちょっとあちこち調べてみたんですけども、今、千歳空港のターミナルの中にはですね、国際線の免税売店というのは少しありまして、ホームページでのデータなんですけれども、化粧品、香水それからウイスキー、タバコのようなものですね、そういうものがあるということなんです、日本的でないことは確かですよ。そういう意味で本当に、今委員からお話があったような、サミットで外国の方々が日本に来られて、何か日本的なものを免税店でというのは、品揃えとしてはですね、若干、これは私の個人的な見解ですけども、まだまだなのかなというふうに思っております。私のほうも、サミットの事務局のほうにも、そういった情報を提供させていただいております、今調べてもらっておりますので、そういうサミットの時期だけでも可能かどうかということもですね、少し調べさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。今ので。

この答申5の特定免税店制度の創設ということです。

○佐藤委員：

それではですね、2点だけ質問させていただきたいんですが、この目指すすがたの下のところでですね、北海道国際観光振興特別措置法の創設とありまして、私も不勉強で、沖縄の同様の法律の時にどうだったかというのがわからないんですけども、こういう北海道と名が付いたものを作るとなると、憲法95条の道民投票と言いますか、住民投票が必要となってくるような気がします、その辺の検討はいかがなんでしょうか。

○井上会長：

事務局でお答えいただければと思います。

○田中地域主権局参事：

今回この特定免税店制度及び次の答申の6にからむんですけども、これ今回、国際観光振興業務特別地区の設定ということで、税財源の優遇措置をしたいと。そうしました時に、道州制特区推進法の中でその根拠をうたうことができないものですから、この際、北海道のみに適用できる法律を作れないかということで、いろいろ検討してまいりました。それで今、佐藤委員からの憲法95条との関係でございますが、かつて沖縄振興特別措置法がどうだったかということで、そこにつきましてちょっと、沖縄振興特別措置法に関します平成14年3月の国会議論で、担当大臣の答弁がございます。憲法第95条の趣旨は、地方公共団体の自治権を保障することをねらいとしてございまして、地方公共団体の組織や機能に改変を加えようとしているわけではない。また、住民に利益を付与する法律につきましては、自治権を侵害するおそれはなく、この憲法95条の規定に抵触するものではないという答弁がございまして、そのような沖縄振興特別措置

法を根拠にして引いてきてございますので、憲法95条のいわゆる住民投票の必要はないものと考えました。

○井上会長：

よろしいでしょうか。今ので。

ありがとうございます。

その他なければ答申の5、特定免税店制度の創設という形で、答申の部分に織り込ませていただければというふうに思います。

では、答申の6、また答申の7というところがそうですが、前回この場ででもですね、もともとは2本の柱しかなかったものですから、もう少し柱立てをですね、増やしたほうがいいのではないかとということもあって、あと実は私のほうでもですね、実際にまとめられればあげたいというふうに思っていたところがあって、ただそれがですね、前回2本でいくということで、もう少し、少なくとも3本プラスということで、出てきた中でですね、事務局のほうで、何とか無理してでもあげれるものという形で、かねて当該部局でまとめていただいたものをですね、なるべく答申の形でという形であげていただきました。何よりもこのあたりのところは、先ほど申し上げましたけれども、あるいは委員のほうからも発言がありましたけれども、洞爺湖サミットというところのタイミングを逃してしまったら、もう恐らく何年も日の目を見ない。後押しされる環境も整わないというようなことがありますので、若干無理してでもですね、出せるものならということでありまして、6と7がここに付け加わっております。この点につきましては、事務局からですね、少し丁寧にご説明いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは6ページ、答申の6でございます。

国際観光振興業務特別地区の設定。これにつきましては、今会長のほうからもございましたが、北海道洞爺湖サミットを契機として、一層観光客の増加がくると。こうした中で、外国人観光客のニーズにも対応でき、また国際的にも通用する質の高い観光地づくりを目指したいと。それで先ほどの免税店がソフトとすれば、こちら側はハードの整備をどうするかという点でございます。

それで課題といたしましては、外国人観光客のニーズに対応していくと。それで質の高い観光地をつくるといった時には、宿泊施設を始めとする幅広い観光関連施設、また設備の投資に対する優遇措置というものが呼び水になりまして、いろいろ受入環境の整備充実を促進していく必要があるのではなからうかということで、目指すすがた。

国際的にも通用する質の高い観光地・北海道の実現。これにつきましては、具体的には特区法による取り組みとしまして、国際観光振興業務特別地区の設定、これは北海道全域と考えてございます。あと観光関連施設・設備の整備に対して投資減税を行いたい。また、投資減税に伴いまして、いわゆる地方税に関しましては、交付税による減収補填措置を講じていただきたいという点でございます。こうした、道州制特区による特別地区の設定というものは、税制優遇措置、また先ほどの関税もそうですけれども、根拠法が必要になることから、北海道国際観光振興特別措置法、仮称でございますが、こういった法整備も含めて、国に提案できないかということでございます。

それで関係資料でございますが、68ページをご覧ください。68ページでございます。

先ほど、ソフトとハードがございまして、68ページの右側、いわゆる国際観光振興

業務特別地区の設定、いわゆるハード面の対応でございます。内容といたしましては、観光関連施設の新設・増設、改修、設備の整備を行った法人に対する税制優遇措置でございます。いわゆる国税、投信減税控除。新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されると。機械・装置15%、建物8%でございます。地方税、これは前提としましては、税をまけることはある程度各自治体でできますが、まけたままですと穴が開いてしまうものですから、地方交付税による減収補填措置を講じていただきたい。また、ここは事業税とか不動産取得税、固定資産税の減免に対する措置というものでございます。あと特別土地保有税、事業所税の非課税化といったものも、一応内容に入れております。それで対象施設といたしましては、宿泊施設であるホテルとか旅館、そして②のスポーツ・レクリエーション施設として、ゴルフ場とかスキー場とか遊園地とかなどなど。③教養文化施設。劇場、博物館、動物園とか水族館とか。また④で休養施設で、温泉保養施設とか展望施設。また、集会施設といたしまして会議施設。あとまた販売施設では、小売販売施設また付帯施設ということでございます。あと設備としては、例えば国際放送受信設備とか高速通信設備、カーナビゲーション設備などを考えてございます。

実はこれ、次の69ページにございます、観光振興地域の施設の整備等ということで、沖縄振興特別措置法に基づきます、観光振興地域というものの資料を添付してございます。それで69ページにございますとおり、沖縄におきましては観光振興地域といたしまして、一応14地域、地区指定がなされておる状態でございます。

それでめくっていただきますと、70ページでございますが、観光振興地域のメリットとして、まさに課税の特例措置。今般、北海道がこの税制関連であげていこうとした時に前提といたしましたのが、この沖縄振興特別措置法でございます。対象施設の中には、先ほどと同様のものがございます。ただこの中で、北海道の提案のほうにはいわゆるホテル、旅館というものを一応投資減税の対象に入れてございます。沖縄の場合はここが入ってございません。ここの違いというのが、もともと宿泊施設につきましては、いわゆる国際観光ホテル整備法というのがございまして、地方税の減免が現行制度でもできます。ただその場合には、交付税の補填措置がないというものが1点。また、沖縄の場合の宿泊施設、この国際観光ホテル整備法というものにつきましては、国税の減免がないということで、北海道の場合はそれらを含めまして国税、地方税の減収補填措置ができないかという点を1つの形としてございます。

それで71ページは、交付税の減収補填制度ということで、ここのポツの2つ目、上の四角のポツの2つ目ですが、しかしと、国の政策的配慮から、個別の立法措置により地方公共団体が行う課税免除又は不均一課税による減収部分については、一定のものに限り基準財政収入額から控除する。いわば、真ん中にイメージ図がございまして、各自治体が独自の条例等に基づきまして減収をいたします。それで減収をすると税収に穴が開くものですから、その穴が開いたものについては、例えば地域振興に資するものなどを条件として、交付税でその穴を埋めるという仕組みでございます。

めくっていただきますと72ページ。現在もいろいろ、20の法律に基づきまして、いろいろな減収補填措置がなされております。例えば上から2つ目、過疎法に基づきまして、ここも例えば事業税とか不動産取得税、固定資産税の減免などがございます。また沖縄振興特別措置法は上から4つ目でございます。ずっと下のほうにいきますと、下から3つ目が中心市街地活性化法など、いろいろ政策目的によって、限定的ではございますが、その政策目的に応じて、それぞれこういう減収補填の制度があるということでございます。

それで今般、特定免税店制度もそうでございますが、これまで税関係についてどうす

るかというのは、当検討委員会におきましても、負担の公平性などそういうものもございました。そうした中で、私ども事務局として、税につきましては、73ページに特区法がございます。73ページに道州制特区推進法がございますが、いろいろ5条で、政府は道州制特区基本方針を定めなければならない。5条2項の3号、例えば、広域行政の推進に関し政府が講ずべき措置。これは特定事務等の範囲の見直しその他、その他の法令の制定又は改廃に係る措置を含むというものがございます。それで私ども、その下に6条がございます。アンダーラインを引いてございますが、道州制特区基本方針の変更についての提案ができるものですから、私どもは、いわゆる第5条第2項に掲げております国の基本方針の変更ができると考えました時に、法令の制定又は改廃に関する措置を含むというもので、前広に考えました。

その後、それを補足するあれではございませんが、74ページ以降、国への変更提案の対象に係りますいわゆる国会の答弁を付けております。それでちょっと例を紹介いたしますと、第165国会、衆議院内閣委員会ですが、18年11月に、質問が北海道からの提案内容、変更提案という形で限定されるのか、あるいはどんなジャンルでも問わず幅広くやっていいのかと。それでこれに対します、当時の林副大臣答弁でございます。真ん中のほうにございますが、1つの条件、いわゆる知見に基づいてやっていただくことは必要と。従って、広域行政の推進に関するものであって、このような知見に基づく提案であれば、それ以外の範囲の制限はない、こういうふうを考えておるということで、要は何でもできるんですねという答弁がございました。また、74ページの一番下の佐田大臣答弁でございますが、いわゆる日本型地方分権、税源、財源、そして権限の移譲が確立するということになれば、まさに本当に世界に冠たるこの道州制特区推進法、すばらしい法律だというような国会答弁。あと恐れ入ります、多々入れてございますが、このような形で79ページまで、衆参国会の主なところの答弁を付けてございまして、税財政制度に対しても一応対象になるものではないかと事務局として判断をいたしました。

続きまして80ページでございますが、国際観光振興業務特別地区の新旧でございませぬ。ここは現状ではできないものにつきまして、先ほど申しました沖縄振興特別措置法を例にとりながら、税財源の減免措置を行いたいということでございます。

それで81ページには、母体となります沖縄振興特別措置法を添付させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今説明をしていただきましたのは、答申の6、国際観光振興業務特別地区の設定ということでありませぬ。これはこういう形で出てくるのは、今回が初めてでございませぬので、これらの点につきましてです、先生方のほうでご意見、ご質問があればお出しただければというふうに思います。いかがでしょうか。

林委員どうぞ。

○林委員：

法律的なところは佐藤先生に是非、細かく見ていただこうと思うんですが、68ページのイメージのところ、こういうことが行われるというのはすごく減税措置があるということで、皆さんいろいろ新しいものをと考えると思うんですが、対象となる施設の中に私としてはグリーンツーリズムに関連のあるもの、例えば宿泊施設でホテル、旅館だけではなく農家民宿ですとかね、あるいは今ユースホステルにも随分アジアの若い人

達が入ってきているんですね、というようなこと。それから2番目のスポーツ・レクリエーションでも、スキー場は入ってますが、例えば北海道発祥のパークゴルフ場とかいろいろ考えられると思うんですね。そういうものが北海道らしく、そして裾野の幅広く、観光関連の人達にとってメリットのあるようなものだということをおもいました。あと例えば農業系で言うと、今、農家レストランというものがものすごく注目されてきているんですね。外国からのお客様も随分来ていると聞いているんですが、例えばそういうものはこの中には入らないんでしょうかね。販売でもないし、休養施設とかになるんですか。そういう例えば北海道らしいレストランとか、農産品を利用したレストランというようなものはどうなんでしょうか。ちょっとそういうものも入ると、関心はものすごく高く、農業系の人達にも感じてもらえるかなというのをおもいました。実際今、昔農政部にあった、グリーンツーリズムの関連のセクションが、観光のくにづくりのほうに移ってきてますよね。統合した形になっているので、是非そうしたものも入っていくといいなということをおもいました。

○井上会長：

ありがとうございました。

このところは、対象となる施設ということで、例えば70ページのところは優遇措置を受けられる施設ということで、特定民間観光関連施設として以下の施設が定められていますということで、こういう形で具体的に定めなければいけないのだろうというふうに思いますが、今の林委員の意見について、事務局のほうで今の段階で答えられる部分があったら、お答えいただきたいと思えます。

○田中地域主権局参事：

基本的にはここで、根拠法が必要なものですから、国際観光振興特別措置法、いわゆる北海道国際観光振興特別措置法というものを作る過程の中で、どこまで対象になるかというものは、北海道が何をしたいかということと考えてございます。従いまして、今、林委員から北海道らしさ、これは沖縄と同じだと北海道らしさがないものですから、その北海道らしいというものを法に入れたいという強い思いが1つあれば。大変貴重なサジェスションだと感じました。ありがとうございます。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

それに関連して、思いとか志とかは全く同感なんですけど、もとに戻って答申6の6ページのところ、これやっぱり国際的にも通用する質の高い観光地を作っていくための、その北海道を作るための、わざわざ作る特別措置法だということですので、その今おっしゃった、林委員に同感なんですけれども、ただそれに投資減税を行うわけですから、行く末も耐えうる施設であることが必須の条件かと思うんですね。ですから反対するのではなくて、賛成なんですけども、実際本当にどういう施設なのかというところが、もう少し具体的にしないと、これはちょっと。いいことだとは思いますが、そこをちょっと、もう少し議論をしたいところだし、具体的に北海道らしさ、今おっしゃったようなことだけでは当然ないと思えますので、どこまでの範囲なのかという、もう少しフレームが見えるべきだなというふうに思えますね。

○井上会長：

只今の意見についていかがでしょうか。

○田中地域主権局参事：

今回事務局として案に載せた中では、少なくとも国に対しまして新法を作ってくれというものが、大変重く受け止めております。また、税制ということもございまして、そういうものをどう位置付けるか。従いましてここにつきましては、庁内を含めまして、大きな形としてはこのような形でいくとしながらも、またいろいろ答申を仮にいただければ、市町村意見聴取とかパブコメなどもございますので、当初議会に向けまして最大限詰める形で持って行きたいと思っておりますが、一定の方向性として、このようなことが是非できればということで整理をさせていただきました。

○林委員：

すごく平たく言うと、例えば農家民宿などの場合だと、本当だったらやっぱり水洗トイレであるべきだなと思うんですね。ところがやっぱり、そこまで資金をかけられないというような事情とか、例えば今、シーニックバイウェイという活動が行われていますが、そこでも随分と水洗トイレをもっと増やしたいんだけどできない。その資金的なことですね。ビジット・ジャパン・キャンペーンの中でもやっぱり、ちゃんと国際的なというのはそういう意味だと思うんですね。今の書き方だと、どこが国際的なのがちょっとわかりにくいという意味で、とっていきなり水洗トイレと書くわけにはいかないと思うんですけども、国際標準という意味ではね、そういうことを少し書かないと、何でもかんでもこれを使われてしまっても困るというような、多分、山本委員のご指摘だと思うんです。ちゃんとしたレベルの国際観光振興業務になってほしいなという意味だと思ったんですけど、どうですか山本さん。

○井上会長：

いや、ちょっといいですか。

今のところでじゃあ実際にグリーンツーリズムうんぬんのところでいくとね、今、具体的に林委員があげられたところというのは、それはそれで、ちょっと私が言っているのかどうかわかんないんだけど、それは大事なところだとは思いますが、これは先ほど議論いただいたところ、あるいは過去いただいた例えば、例えばですよ、廃棄物処理法に基づくうんぬんのところでも議論していきましたように、結局、この国からの権限の移譲等々を受けて、そこからどういうふうにするのかと言うと、実際の運用のルールというのは、これはもっと細微な形で北海道で作り、基本的な部分というのは道議会を通して、その細目等々については詰めていかなければいけない部分。これはもう全部がそうなので、このところで今あがってきてるのは、片方では沖縄の事例もあるけれども、北海道でも同じような形で特別な措置法というようなものを、特区の枠組みの中で作ってきていただいて、まずそのところから持ってくるというような交渉ということをして1つしながら、その実現に向けて北海道というのはどのような形で運用していくのかということは、別に例えば条例だとかその他の部分で詰めていく必要があると思うんですね。ただ、先ほど事務局のほうからもお答えがありましたけれども、その中でやっぱり沖縄のうんぬんのところをそのままコピーして持って行くわけにはいかないので、北海道らしさというようなところもやはり織り込む形で持って行く。ただ、その時にはお金がいくらまでとか、どのような規格なのかというのは、これは国に持って行くという時にわかっていけばそれでベターなのかも知れないけれども、そうでなく

でも国に対して提案はできるのではないかというふうには思うんですね。ですから先ほど廃棄物処理のところで、あえてそれについて集中的に審議をした時に、そういうふうに今度は、廃棄物処理業者が勝手なことをやらないように権限をもらってきて、そういった業者の自由度が増すのではなくて、やっぱり北海道らしい、またその北海道らしいというのはわからないねと、私はクレームをつけたと思うんですけども、そのところはやっぱり道の条例その他のところで、きちんとした管理、つまり道民の暮らしやすさだとか、安全だとかいうところがやっぱり、より担保される形で持ってかなきゃいけないんだろうとは思うんですね。余計なことでしたが。

○林委員：

十分わかりますので、ではそのイメージの中に少し入れてほしいなという意味での意見でしたので、はい。

○井上会長：

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

今の点に関連しまして、恐らく2つか3つのことがあるかと思うんですが、1つはですね、この北海道国際観光振興特別措置法なるものを作る段階で、当然こういった特定なんたら施設とかなんとかかんとかというのが政令で指定される、だいたいそんな形になりますよね。そういうところを少し緩めていただいて、条例に委任するようなものにしていけばですね、今の恐らく林委員の観点というのは生かされるようになるのではないかなというふうに思います。それと恐らく、詳しくはどんな法律をイメージされてるのかわかんないですけど恐らく、こういうものを作れば何か計画を作るとかですね、北海道国際観光振興計画を作ると。これには大臣の何か同意が、どこの大臣か知りませんが、同意が必要だとかになりますよね。そういうところもできるだけ北海道の意向がですね、生かされるようなつくりをしていただければよいのではないかというふうに思います。ここが1つ2つですね。

3つ目は、問題なのは、今、林委員がおっしゃったところで、私が感じたのは、最大のところはですね、この72ページにあります減収補填制度一覧というのがございますね。ここですよ。つまり、今、林委員がおっしゃったような減税措置と言いますか、あるいはそういったものはですね、これは自治体、北海道として、不可能ではないんですけども、問題はそういった減税をした際に、ご提案にあるような地方交付税での補填ができるかどうかということではなかろうかと思うんですね。これができにくいというふうになれば、事実上非常に難しいことになりそうであります。ただこれ、一覧を見ますと、パッと見ただけですけども一覧を見ますと、結構その上限と言いますか下限と言いますか、取得価額の要件とかですね、そういったものがございますね。これまあ国際とつくなら仕方がないのかなというところもありますけれども、今の林委員のおっしゃったような、ちょっと小さいと言ったらいいんでしょうか、少額のものについては、なかなかできにくいのかなと。現在の構造ではできにくいのかなというふうに思いますので、その辺をどう捉えていくのか、これは恐らく今後の課題として、この北海道国際観光振興特別措置法というのが仮にうまくできあがったとしてもですね、まだ課題は残されているということなのではないかというふうに思います。

○井上会長：

ありがとうございました。
その他いかがでございましょうか。
山本委員どうぞ。

○山本委員：

今のお話よくわかりまして、会長のおっしゃった意味もよくわかりました。それでちょっと1つ、単純に質問なんですけど、前回確かおもてなし特区というような表現があったように記憶してございます。それで今回それを、戦略的に各論で分けたように受け止めたんですが、この辺りはどうなんでしょうか。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります、参考資料の58ページをご覧ください。58ページでございます。北海道観光振興特区（おもてなし特区）ということで、5本まとめておもてなしにしてみました。

○井上会長：

よろしいでしょうか。
多分、前回か何かに私のほうから多分言ったのではないかと思うんですね。覚えてるのは、少なくとも、林委員がおられなかったと思うんですが。ここのところ、冠のね、部分というのは、1回目の答申の時でも若干不適切なと言うか、必ずしもそぐわない題目にしていたので、ちょっと私もその時の林委員の発言を意識しながら、おもてなし特区というのはここに見出しに出てきていかなものかということで。少し答申案らしいというか、少し固い形でタイトルを付けて、見直していただきました。
よろしいですか。
佐藤委員、はいどうぞ。

○佐藤委員：

もしかしたら次の観光振興特区というのに関連するのかも知れませんが、これ国際ってつけなきゃいけない理由って何だったんでしょうね。

○田中地域主権局参事：

サミットを意識しておりまして、国際というものが前面に来ておりますが、気持ちは北海道の身近なところから国際的なところまでという気持ちです。

○井上会長：

その他いかがでしょうか。
よろしゅうございますか。
できればこういうような形、答申の6でございましたけれども、国際観光振興業務特別地区の設定という形で、答申にあげさせていただきたいと思います。
ただ、林委員、山本委員そして佐藤委員、ご発言のあった部分というのは、これは非常に大事なところですし、実際に今度は国との交渉の時に、大臣の同意を得ると言うようなところは、今までいくつかのところはそれを排除してきたところ、また新しく勝ち取ってくるということに入ってくると、またそこからどうするのかという話になってきますので、それが実現するかどうかは別として、できるだけ、これは今回これは織り

込むという形には、明記するという形にはならないのかも知れませんが、是非そのあたりを意識された上で、国との間の権限移譲というもの、あるいは新しい権利というものを持てるように努力していただきたいと思います。

それでは次のですね、答申の7、企業立地促進法に基づく権限の移譲ということで、これもですね、これまでの議論を直接に踏まえてませんので、少し明確な形でですね、委員の先生方にご説明いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料7ページでございます。

企業立地促進法に基づく権限の移譲。現状でございます。企業立地促進法は、地域における主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤を図ることを目的としまして、今年6月にできた、非常にほやほやな法律でございます。この法律につきましては、先ほど指摘もございましたが、国が策定する基本方針、それで都道府県と市町村が基本計画。そしてそれは主務大臣に協議、同意を得るという仕組みになってございます。

それでこれにつきまして、課題といたしまして、企業立地促進法の制度の運用につきましては、やはり地域の特性を發揮して、その強みを有する産業の振興を図ることが不可欠というふうに考えてございます。しかし、基本計画に国の同意を要しますことから、地域の主体的な取り組みに対し国の関与があるということで、なかなか地域経済の自立的発展を図る上で自由にできず、支障となる恐れすらあるということで、特に、本法の設備投資事業者への課税、ここも課税特例でございます。化学、鉄鋼、電気・電子機器などいわゆる66業種に限定されておるというふうになってございまして、北海道が強みを持つ観光とか、特にその下支えを行います食品産業につきまして、特例対象業種となっていないということで、産業集積のある他府県に比べまして、なかなか北海道の場合はその基盤となる食品産業などが入っていないことによって、取り組みが停滞する恐れがあるのではないかという問題意識に立ちまして、目指すすがた。

企業立地促進法に基づく権限の移譲としまして、企業立地促進法に基づく地域の基本計画は、国の協議・同意を不要として、報告に止めるようにしてほしいというのが1点。あと地域の強みや特性を知るのはもちろん自治体でございまして、その産業集積を図るために、課税特例の適用対象業種につきましては、条例にその指定権限を委任して、いわゆる権限移譲してほしいということで、これによりまして、当然のことながら、地域が主体となった取り組みができること。またここがいわゆる広域分散型の北海道におきまして、それらを1次、2次、3次産業と、こういった1次、2次、3次産業の有機的連携というものがまさに観光業を支えておるという認識に立ってございまして、観光とか食品業などそれを下支える、いわゆる本道経済の底上げが図られるというふうに考えております。

それで資料のほうでございしますが、82ページをご覧ください。82ページは、簡単な法律の概要ということで、基本的には今年19年6月11日に企業立地促進法がスタートしましたということで、いわゆる国が方針を作り、都道府県、市町村が計画を作り、協議・同意が要するという流れを書いております。

次に83ページがいわゆる対象となる66業種でございます。見ていただきますと、基本的にはこれ企業立地促進法ということもございまして、例えば繊維工業、化学、あと鉄鋼業、非鉄金属、一般機械器具製造、電気機械器具、情報通信、電子部品、輸送用機械、精密機械などなど66業種が指定されてございます。

めくっていただきまして84ページでございます。

それで、北海道といたしましては、この企業立地促進法の税制につきまして、国費予算要望などでも国に対する制度改正要望で、農林水産関連産業を追加してほしいということ、ずっと要望してまいっております。それで、最低投資額要件につきましても、現行3億円を2000万円、例えば建物だと5億円を2500万円、あと特別償却については倍付けというふうに要望をしてまいりました。それで※印、要望の下に書いてございますが、農林水産関連産業とは、食料品製造業、飲料、たばこ、木製品製造所とか、多々にわたりまして、いわゆる北海道の観光を支えるに当たって、こういった食品とかおみやげのものとか、そういったものも対象となるのではなかろうかというふうに考えてございます。それで次に取りまとめ案と書いてございます。これは実は今般、12月の13日、国の党税調が一応拡大の方向で検討しようということ、今月の13日でございますが、拡大の方向性が出されております。ただ当然のことながら、詳細等は、どこまで対象が広がるかとか、それは今後の問題になりますので、道といたしましてはこういう国政の動き、また今後予算でどうなるかを含めまして、今般答申のほうに盛り込みまして、そういった国の、何と言うんでしょうか、動きに対する北海道としての考え方もアピールできるのではなかろうかという問題意識でございます。

それでめくっていただきまして85ページ。企業立地促進法に係る業種基準の移譲ということで、イメージ図にございますが、基本計画を国に協議して同意をするということにつきましては、いわゆる国に報告で済むようにしていただいた上で、権限移譲後でございますが、対象業種を現行66業種に北海道が強みや特性を有する業種としまして、先ほどの農林水産業の関係とか、また観光業務等に対応できるように拡大できればと考えてございます。よって国の同意の廃止と、条例への業種指定の権限移譲と言うんでしょうか、その2点で頭の整理をしております。

それでめくっていただいて法令まで、次が法令でございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今は答申7、答申7についてでありまして、企業立地促進法に基づく権限の移譲というところ。これはポイントのところは、答申の7、そして85ページのところに書いてありますけども、要するに基本計画に対する国の同意の廃止ということ、1つ提案するとともに、66業種に指定されていない北海道独自の適用対象業種という形で、観光とか食品加工業あたりのところを入れていくということでもあります。

只今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。

はい、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

質問なんですけども、この図によると道と市町村で一緒に基本計画を作るみたいになってるんですけども、これ市町村単独ではできないんでしょうか。

○井上会長：

85ページのですか。

基本計画のところ、道・市町村となってる部分ですね。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります、資料の86ページ、関係法令を付けてございますが、その一番上のところで、基本計画、第5条でございます。1行目後半でございます。一又は二以上の市町村及び当該市町村をその区域に含む都道府県は、共同して、基本方針に基づき計画を作成すると。それで主務大臣と協議し、同意を求めるという形になってございます。

○佐藤委員：

そうですね。それで、この提案にもしかしたら直接関係ないかも知れませんが、市町村優先ということであれば、必ずしも道が関わらなくてもできちゃうようにするというのも、将来的にはあり得るのかなと思ったものですから。

○井上会長：

ありがとうございました。
その他いかがでしょうか。
よろしいですか。

○林委員：

あとね、こういう提案はいいなと思うんですが、これを観光の中に入れちゃうのというのは、ちょっと違和感を私は感じたんですけども。今回はこういう大きな分野の中に入れてということで、それはあまり他の方達は何ともないのかなというのが疑問のように思ったので。

○井上会長：

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

ありがとうございます。
すみません、遅くなりましたけれども。僕もちょっと突然出てきた感じもしたんですけども、よく考えてみると、他の分野についてはもう既にこの法律が適用になってるわけで、やはり北海道の観光とか食というもので、強力に推し進めていく上ではね、併せてこの北海道の観光振興特区という中で、観光振興特区に併せていくのはいいことではないかなと思います。やはりこういう時代ですから、公共事業もなくなってきてるんで、やっぱり外からですね、いろんな投資を呼び込まなきゃならないと思うんですね。だからホテルにしても、いろいろなサービスにしてもですね、積極的に呼び込む。そういうことですね。そういうことのために、今回のあれに間に合わせて、観光をぐっと盛り上げようじゃないかということだと思ってるので、これが可能であるならば、是非この枠をですね、要するに製造業にはあつたんだけど、この1次とかサービス、観光にこの適用枠を拡げて、道のほうでこれを進めるというようにできるということは、素晴らしいことだなというのと、それから、さっき途中から来たんでちょっとあれだったんですが、課税特例というのは、減税をするというところだけなんですか。一応考えてるのは、優遇措置というのは、減税ということですね。本当だったらですね、僕、観光でやるんだったら、観光税を作るべきじゃないかなと。ヨーロッパなどではね、観光税ということで、ベッド税ですか、要するに1泊500円の宿泊料の税金を取って、それを観光振興に、さっきの話じゃないけど水洗トイレがないだとか、そういったインフラ整備だとかですね、いうものの財源として、そういうものを逆に取って、北海道の全体の

観光のレベルをあげていくと。国際化していくというようなこともね、本当だったら、いや間に合わないから出さないんだと思いますけど、この機会に間に合うんだったら、僕は立地のこれもそうだけでも、いやまあいいです、今日はそれぐらいにしておきますけど、そういう意味合いも僕はあっていいと思うんだ。北海道らしいことを進めるのに、財源ないのに、だってあれでしょ、温泉なんか温泉税取ってるじゃないですか、入湯税。取ってるわけですから、やっぱりその最初500円ぐらいのね、やっぱりあれを、来てくれる人から取ってくという以外ないと思うんですよね。というような、今回ちょっと間に合わないんで、これぐらいにしておきますけども、とにかく立地のほうも進めるべきだということ。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

要するに投資コストをなるべく下げようという時に、最後のね、そういうところの議論を主にしてきたので、宮田委員の最後のところというのは、半分は逆行するんじゃないかということとともに、またそういう発想をしなかったという部分は、若干考え方がもう狭くなってるのかなということ、アイデアそのもの、あるいはそういったですね、少し観点を変えた形での振興策あるいはその他のですね、観光だけじゃなくて工業、産業の振興策、そのあたりのところは、またですね、次の機会にでも考えていくように、あるいはご提案されるようにしたらというふうに思っています。

それで林委員と宮田委員がその前にお出しいただいたことについてはですね、一応私はこの議論を括った上で、一言申し上げようと思っていたのですが、これはですね、結論として答申7という形でお出しするということは、私も宮田委員の意見同様に賛成なのですが、林委員が言われたようにですね、これは若干異質の感がないわけでもない。例えばこの観光のところでは括ってるのは、観光と言いながら、全部、国際的などという括りのもとで考えているのが残りの4つだし、というところもあってね、思うのですが、とりあえず今議論してきている部分については、これは観光の冠の中に納めていくんだったら、やっぱり観光ということを中心に強調していかないと、観光は食品とかその他の産業分類のところのワン・オブ・ゼムですということだったら、なぜ観光のところに入るんですかというような議論も出てくるので、そここのところの理論的な補強というのは、やっぱりきちんとやっておく必要があるのではないかと。

佐藤委員、発言ですか。

○佐藤委員：

何か心の中を読まれたような感じがしましたけど。これ観光だとかですね、環境だとか、地方自治というテーマの分類というのは、別に道州制特区法でどうたらこうたらというのはないですね。便宜的に付けたものですね。

(井上会長～そうです。)

ですから、あまりそれに私はね、こだわる必要はないんじゃないかなと。それで今回たまたま環境、観光、地方自治を第2次提案では重視しますよということが入ってきて、その中に関連しそうなものを入れてきましたということですから、これ自体が直接あるいは唯一観光を念頭に置いたものではないからと言ってですね、ここで、私いい加減なものですから、あまりそこにこだわる必要はないんじゃないかなというふうに思います。

○井上会長：

そこにこだわる必要はないかも知れないけれども、やはり今回の第2次答申のテーマというのは、あくまでも北海道洞爺湖サミットというところを柱にしてというところでキックオフしてますので、できればそういうふうにしていきたい。今のところはこういうまとめ方で特段無理がないというところで、佐藤委員のご意見も包摂できるんじゃないかと思いますが、仮にそうだとすると、私は毎回言うように、緊急自動車の件というのは、あれはやっぱり本当に事務局そして道警、随分交渉を何度も重ね、圧力をかけてというところまでいったので、これからだんだん実は、私はもう肌でひしひしと感じてるんですが、これは前回にも言いましたけども、ここの委員そのものがみんな多様な意見を持つてるということで、バラバラな人を私は推薦して固めたという部分があって、これも私がとりまとめていくということ自体は非常に難しいのですが、それ以外にやっぱり道庁の中では事務局と他の部局との間が大変なんだ。これはそのうちに道警も入るわけですが。更に国と道との間。それで国との間の接点になるのが、一番、地域主権局以外の現場のところ、あそこで国から締め上げられれば…。これ議事録に残りますので、これぐらいにしておきますが、やっぱりね、手続踏んで、それだけの汗水垂らしてある程度の妥協点を見つける。それで、何が言いたいかというと、ここのところが、緊急自動車のはねられたところは何なのかというと、あの時の目的は何だったんでしょうねということから始まって、これは地方自治に入らないんじゃないかということ、もうあつという間に消えていったんですね。ですから私はというところがあったので、佐藤委員のコメントどおりにですね、踏まえれば、私もこだわらなくてということが許されるならということ、あれを残しておきたかったというふうに思う。というのは、これからもうだんだんだんだん協力してくれる人が、私は現場で一旦ね、苦勞してあげてきたのが宙に浮いてしまったら、誰がこれから努力をしてくれるのかというのがあるんですね。まあそれはそれとして、私の泣き言をやめますが、ちょっと今回の場合はもう観光の中に入れて、そして観光、食品工業ですか、食品加工業ですか、そういうところに入れてね、こだわらなくてもいいということで、佐藤委員の意見も踏まえながらですね、やらせていただきたい。よろしいでしょうか。

○佐藤委員：

ちょっといいですか。こだわらないって言うよりも、観光ということに関連させてこういうのを出していくというのは、私なんかはむしろ大事なことなのかなと。緊急自動車が地方自治に入らないというふうに言ったつもりはないんですけど、大事なのではないかと思いますのは、恐らくこの法律は所管しているのが経産省ですよ。この企業立地うんぬんというのは。それでここに、食品だとか何とかを入れていくと、観光を入れるとなると国土交通大臣とかが関わってくるとかですね、農業関係を入れてくると農林水産大臣が関わってくるとか、要するに国の中央省庁の縦割りの関係でできてる法律だと思うんですよ。だからそこをこの、せつかく道州制特区で、最近の地方分権改革は地方における統合化とか総合行政主体とかって話が出てきますから、そういうのをやる上で、ちょっと観光というものを入れると、経産省だけで企業立地ということでもいいのかという問題提起にもなるし、そういう意味では観光という中でこういうのを出していくというのは意味があるというふうに私は思っています。

○井上会長：

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。次に行って。

では、答申の8、外国人人材受入れの促進。これは11回の会議の段階でも、整理案から更に進んだ形、つまり答申案という形で検討していただいておりますので、要点を中心にご説明いただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

それでは8ページ、答申8でございます。

これにつきましては1点、外国人シェフ、インストラクター、ホテルマンにつきまして、現在非常に規制がきついものですから、それらについて北海道なりに独自に定めさせていただきたいということで、目指すすがたのところでございます。国専掌事務の申出権の創設と、ちょっと今まで使ったことのない言葉が出てございます。

これは恐れ入ります、資料の87ページをご覧ください。実はこれ、何度も出てきておりますので、87横票、新旧でございます。これにつきましては私どもホテルマン、またシェフ、インストラクター、それぞれ現行制度の中でも例えばホテルマンであれば国際業務、ちょうど左側の現行のところの真ん中にホテルマンとございますが、現在でも国際業務に該当すれば、1年から3年いれると。じゃあ具体的にどうなのと問われれば、少なくとも翻訳とか通訳とかできるようなレベルの人であるという点。また、シェフ、インストラクターにつきましては技能ということで、例えばシェフでありましたら、外国で考案されて日本で特殊なものについて10年以上経験があるとか、またインストラクターであればスポーツ技能で3年以上とか、場合によってはオリンピックに出たことがあるとかというのは、規則上でございます。それでこれを、我々、右側にありますように、ホテルマン、シェフ、インストラクターと、このような形で緩和してくれということで、規制緩和に近い状態で検討してまいりました。しかしながら道州制特区推進法、それで北海道もこれを一度このようにしてほしいということで、構造改革特区で過去出したことがございまして、これはリベンジというか、同じ形で出してもですね、これははねられるのがオチではないかとの危機感に立ちまして、事務局でどうしようかということで検討しました結果、権限移譲後の最初に書いてございますが、国専掌事務に対する申出権の創設という概念を入れてみようかということでございます。これは出入国管理法でございますが、その法律第7条に第4項を追加、法令の制定・改廃でございます。それでそこは、北海道知事はその区域内において、広域に分散して存在する産業及び資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用するために必要があるときは、第一項第二号の法務省令で定める基準の変更、これは例えばにホテルマン、シェフ、インストラクターの区分を設けてくれといったことですが、その法務省令で定める基準の変更について、法務大臣に対し、その旨の申出をすることができる。その場合において、法務大臣は、その申出を尊重しなければならないという規定を置いてはどうかと。それでこれが認められた暁には、このように法務省令をホテルマン、シェフ、インストラクターの形でなおしていただきたいというもので持って行きたいということでございます。

それでめくっていただきまして、88ページでございます。

それで88ページ、先ほど申しましたのは、88ページの第7条、入国審査官の審査という点がございます。それでこの第7条、第1項第2号の最後のほうですが、うんたらうんたら勘案して、法務省令で定める基準に適合することというのは、7条第1項第2号の最後のほうにございます。それで、この7条の第3項に、法務大臣は第1項第2号の法務省令を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長と協議をすると。一応国においては、これは国専掌事務ですので、関係省庁との協議はやっておるようです。そこで北海道は、先ほど北海道はこのその3号の下に、先ほど申しました第4項ということで、北海道は申出ができて、それを尊重してくれなきゃ困るといったものを

おきたいということでございます。これはどこからこのような話になったかと申しますと、89ページでございますが、89ページの下の方に、都市再生特別措置法というのがございます。ここで都市再生特別措置法第5条、地方団体はうんぬんですけれども、いわゆる推進本部、国に対しましてその旨の申出をすることができる。それで国、本部はその意見を尊重しなければならないと。最近の法律、これ14年の法律ですが、このように申出をする、国は尊重するといった点が、はやりというか多々ございまして、ここにまず入れて、出入国管理法はこれは我々もかつてより、国の専掌と見てました。それで国が専掌してるけどものが言えないのは変じゃないかということで、1回、申出権というのを作った上で、早速このホテルマンとかこれを出していきたいという修正点がございます。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

答申の8にかかわる説明であります。中身は外国人人材受入れの促進ということでありまして。只今の事務局の説明、これまでよりも若干進んだ部分もあるような感じですが、ご意見、ご質問があればお出しただきたいと思っております。いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

これまたこだわるようで申し訳ないんですが、条文らしき、らしきというと失礼ですね、条文で書いていただいて、気になったんですが、北海道知事はってやるとやっぱり憲法95条に関わってくる可能性がありますよね。それで、先ほどの説明は利益うんぬんということで、いいんだということだったんですけど、この考え方だけですとね、今考えてるのは基準を緩めるという方向だけを考えてますけど、この書き方だと必ずしも緩めるだけではなくて、厳しくする場合も考えられなくはないですね。そうすると先ほどの説明とは、メルクマールというか基準とは合わないような気がするんです。そこはかなり検討されたでしょうか。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります、今、佐藤委員からのご指摘、87ページの右上、先ほど申しました国専掌事務に対する申出権としての、法7条に第4項を追加ということでございます。ここですみません、北海道知事はと入れましたのがイメージをわかりやすくするためでございます、いざ国に行く時には特定広域団体の長はという形にいたしたいと思っております。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

では答申9に進んでよろしゅうございますでしょうか。

答申9、地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大。この点は若干ですね、一部のメディアでこれに関わるような記事が出ていたと思うんですね。ですからその部分で、道が来年度から進められようとしていることと、この特区によらなければ、あるいは特区として国に向かって権限の移譲を申請していく部分、そのあたりのところを何がどう

違うのかということ、道民の皆さん方、我々もそうですが、わかるような形で事務局のほうで説明をお願いしたい。そういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

○田中地域主権局参事：

はい。9ページでございます。

まず現状から申し上げますと、現状のポツ2つ目。外客誘致法等の改正により、全国一律の通訳案内士の他に地域限定通訳案内士制度が導入されたということでございます。それでその次、北海道としても試験実施を含めた外客来訪促進計画を策定し、平成20年度から試験の実施をすべく、準備を始めているところというのがございます。

それで一部報道でございますが、道内限定の観光ガイド、来年度から道が独自にという見出しでございましたが、このようにございます。これにつきましては実は、まず恐らく予算関連で、実は平成20年度当初予算に向けまして、この試験制度をやるということで、現在担当部のほうにおきまして、予算要求を基本的にする方向で進んでおります。従いまして、20年度からのスタートは現行法制度で行うというのがまず1点ございます。それで、私ども今ご審議いただいております、この特区提案がどのような形になるか。これにつきましては、今後答申いただいた暁には、2月の議会に向けまして市町村意見等を聞いてまいります。それから国に提案いたしました時に、例えば速やかに推進本部を開いていただきまして、○が出たとした場合、じゃあやりますよとなった時に、今度これが北海道に振られてまいります。北海道道州制特別区域計画というものを、また市町村意見聴取を経、道議会の議決を経、そこで始めて効果が生じます。ということは、大変ハイスピードでご審議いただいております。しかし、その結果として、国の了解を得たときに、今この地域限定通訳案内士についての制度改正ができるのは、早くて平成21年度ということでございます。従いまして報道にございましたのは、20年度から現行制度のもとでまず始めると。それで、私どものこの提案ができて、国が認めてくれた場合には、今度早ければ21年度から試験基準とかは独自に、例えば北海道の実態に合わせてできるというふうに考えてございます。ということで、あと以下その内容については前回ベースでございまして、特に追加、補足はございません。よろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今の事務局の説明につきまして、ご意見等があればお出しいただきたいと思っております。それで通訳士の件につきましては、これは9回、10回でそれぞれ議論をし、前回第11回で、答申案なるものを提出させていただいております。それ以降、只今のような説明のことがありましたので、そここのところも踏まえてですね、事務局から説明していただきました。ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

よろしゅうございますでしょうか。

私自身は、いろんな人が、先生こんなことが書いてありますよということで、アンテナ張って、こういうことを言ってきていただく。それでこの通訳士というのは、今ですね、申し上げたのは、全国紙に比較的大きな記事で出ていたものであります。それで私自身は、こういった道州制あるいは道州制特区というのは、これはこの委員会だけで、

検討委員会だけではなくてですね、やはり道民の皆さん方と幅広く接点を持ちながらという意味では、メディアの方々からですね、ご批判等々も含めていろんな形で道民の皆さん方に周知をしていただく、あるいは議論を巻き起こしていただくということは、非常に感謝しているところです。

ただ、あの記事が出て、じゃああの検討委員会、先生のところでやってる検討委員会というのは、決まったことを今やってるんですかというふうに言われると、おいおいちょっと待てよというような話になりましたので、あえてその記事に書いていただくという部分については、関心と呼び起こす、喚起するという意味では感謝するという、ありがたく思うところではありますが、あえてその特区提案の部分と、つまり言い換えれば20年に実施しようという部分と、21年度ぐらいから実施できればというふうに思っているとこのズレは、今事務局から説明があったとおりであります。

それで他になければですね、観光のところ、答申5、6、7、8、9という形で、答申させていただければありがたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員発言なし。)

それで1点だけ、これはずっと言うべきか言わざるべきかで思ってたところですが、やっぱり同じ新聞のというところでは、これも非常にですね、ここ数回にわたって、地元の新聞がですね、この道州制特区について記事をお書きいただいて、これもですね、非常にありがたいというふうに思っております。矛先が私に向けられるかどうかは別としてですね、これが心地いいかどうかは別としてですね、やはり道民の皆さん方にこちらに目を向けていただくということ言えば、これはかつてなくですね、私はありがたいことだと思っています。

ただですね、報道の仕方、これは新聞の記者の方が悪いという話ではもちろんないわけで、どういう形で情報がリークしてるのかなというのはあれでね、あえて申し上げなかったのは、これは自民党道連の意を受けてというような書き方があるんですね。ちょっと待てよと。ここで検討してる場所は、事務局で案を作っていたことはあるにしても、その意を受けてぼんぼんと飛んできて、この検討委員会でやってるというふうなのは甚だ私自身は心外である。場合によっちゃこの職を辞そうと、カッとなって思わなかったわけでもないんですが、それはやっぱり事実は事実なのかも知れないけれども、やはりもともとのところはですね、いやこれ事実は事実、自民党道連から、新聞記事があるんです。私は持ってきてるんです。それで、12日か何かの記事にもですね、そういうことが書いてあるんですね。ですからそこのところを見ている人は、そういうことかというふうに思われる。ただここはですね、自民党道連の意を受けてここはやってるのではないので、そこのところは皆さん方誤解ないようにお願いしたいと思うのです。

第一、ここのところは、私は道あるいは国のいろんな委員会の座長、委員長をやってきましたけども、非常に強く私がお願いしてやっているところは、要するにここは出来合いのね、お墨付きを与えるだけの委員会にはしないということで、皆さん方ご承知になってると思いますが、1回目以降ですね、これは地域主権局長の発言もですね、勝手にされると困るというぐらいのことを言ってですね、許可を得て、淡々と我々は道民の皆さん方の意見ということだけを背に受けながらね、やってきてるので、そういうふうには取られないようにしたいなというふうに私たちは思うし、道の皆さんから漏れてる、党から漏れてたらそれはそれでくい止めようがないのですが、そこのところは私どもが注意していきたいというふうに思っております。ただ、自民党道連というのは、私もいろんなルートを使って、実はその紙きれを入手しました。直接もらいにいくと何だとい

うふうに言われると思いますので。そうすると実際には、それほど中身のある書き方にはなっていないのでね、一安心をしました。

それはですね、なぜここで言うかという、答申6と答申7の部分です。今日出てきたところ。これはもう前から言いますように、前々から事務局についてですね、これはきちんと詰めて、いざという時にはこれを出していただきたいということで、かなりの程度詰めていただいております。多分これをやってるという事実を踏まえて、さる団体はお出しになったのかも知れない。ということをするのですが、いずれにしてもこれはやっていたからよかったもので、意を受けてそれをやったら大変なことになると思うんですね、我々は。道民の皆さん方に今度は後ろからどつかれる感じになりますので、そこは注意していきたいというふうに思っています。

それから税のところがある。税のところ。これは田中参事もそういう説明をされたのだから、私はあらっと思うのだけでも、減税措置の導入は税の公平負担の原則や国の強い反発が予想され、読んで申し訳ありません。その新聞の方おられたら申し訳ない。批判してるわけじゃなくて。それで、答申に盛り込まれることは見送られてきたって。このことの原因で盛り込むことをやめた理由というのではないと思うんですね。道にとって、道民全体にとってプラス、マイナスというのは考えたことがあります。ただ今回の場合に、もう既に前回以前の段階でね、やろうと決めてたのが、免税店だ。特定免税店制度というのは、これは免税をやるわけですから、これは税の公平をないがしろにするというのはあれなんです、国との闘いを避けるために見送ってきたわけではないということで、ご了解いただきたいと思います。

我々は道民の皆さん方の信を受けてというですね、高い倫理観を背に受けてやってますので、その点はよろしくお願ひしたい。そしてこの機会にですね、多分これを出してもですね、かつて第1回目の答申もあった。これは小粒だというね、小粒だという批判もまた出てくると思うんですね、一番そういうことが批判の言葉として、一番やりやすい。それだったらね、私はね道の政党の会派を問わずに、それらの議員が、道民ですからね議員は、提案としてお出しいただければ私どもはきちんとやってくる。第一私どもは道民の提案の一つ一つについて、個表番号を振って、議論してきてるわけで、それ以外のところで提案があったからじゃあやりましたという形では一切やらないけれども、各議員の方々も含めてですね、それ以外の経済界あるいは一般の市民の方々も積極的にお出しいただければ、我々は鋭意努力して、真剣にですね、1件1件をやっていたくということで、マスコミの皆さん方にね、協力というかね、協力じゃなくても批判があっても結構なんです、是非こういうところはある部分誤解であったということをご理解いただければありがたい。それで、真摯にそういった部分も受け止めながらですね、今後やっていきたいと思ひます。

申し訳ありません。私の勝手なところだけで、ちょっと観光のところしめさせていただきます。

地方自治のところに移りたいと思ひます。

それで答申10、町内会事業法人制度の創設ということになります。

この点について、事務局のほうから説明、これ何度もやりましたけれども。

○田中地域主権局参事：

はい。それでは10ページ、町内会事業法人制度の創設でございます。

今般資料のほうから入りますが、98ページ以降に資料を付けてございます。

それで、98、99は意義ということで、前回の委員会で宮田委員から、きちっとリスク管理というんでしょうか、運営に関する責任の問題につきましては、右側99ペー

ジの真ん中にございますが、平成20年12月の自治法260条の2の改正といったものの中での厳格化というものの中で、また気をつけながら推移を見ていきたいと考えております。

それで、以下は同様の資料でございまして、今回新たにですね、106ページをお願いいたします。

106ページ、まちじゅうNPO組織ということで、かつて林委員のほうから話が出てまして、たしかまちじゅうのNPOがあるのではないかという点に対して、すみません大変遅くなりましたがお答えでございまして。NPO法人雪のふるさと安塚の挑戦です。安塚町のまちづくりということで、旧新潟県の安塚町でございまして。当時1万1千ぐらいた人口が直近では3600人まで減ってるという中で、2つ目の自立するコミュニティにむけて自治組織を再編というところですが、住民と行政は一体というスタンスを取りながら、その①、全集落を認可地縁団体として法人化したということでございまして。①の2行目ですが、この集落は合併後も集会所やごみの家、小型除雪機などの施設を合併後も自由に活用できるよう、財産管理という関係で全集落法人化したとされております。それで、いろいろ合併等もあったんですけども、次の107ページの③、NPO法人雪のふるさと安塚の設立ということで、残された課題ということで、安塚町として行ってきた個性、これ合併で区になるもんですから、どうやってこういう取り組みを残せるかと。市民と行政のコラボレーションというのは何だろうか、どういう仕組みでやるかという中で、全町民を対象としたNPO法人を作ろうという動きが出てきました。それで、このとき以下に書いてますが、NPO法人に加入を申し出た会員数1,167。個人登録とはいえ、大部分は世帯単位の加入であり、このときの安塚町の全世帯数1,217世帯に対し単純に9割、世帯単位で検証しても8割を超えた。まさに全町NPO法人の誕生であったと。いうことで、まず地縁団体としての法人格を一方で持ちながら、こういう形で約8割ないし9割の方々がNPO法人を設立されたということでございまして、例えばどんなことをやってるかということで、4)の事業部会①、支え合い、安心して暮らせる環境づくり事業。ボランティアセンターとか、田舎体験事業とかいろいろやって、事業資金は1人年2千円の会費。あと行政からの受託事業収入や事業収入などというふうに整理されてございまして。ということで、次の108ページ以下、新潟県の中の場所とか書いてございまして、今般新たな資料として添付をさせていただきました。

以上、あとは前回のベースで整理をしています。ご審議よろしくお願ひいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

地方自治の括りでありますけども、答申10ということで、町内会事業法人制度の創設ということで、前回整理案をベースにご審議いただいたものであります。答申ということに盛り込む形で、今回提案するようという形で、事務局に準備していただいたものであります。この件につきまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思ひます。

(各委員発言なし。)

このままでよろしゅうございましてか。

よろしいでしょうか。

では、このようにさせていただきますと思ひます。

では、続きまして答申11、これは法定受託事務の自治事務化ということで、最初の段階では議論するところに、こういう形で入ってなかったのですが、この点につきましては、その他ですね、上のほうの環境のそれぞれの項目について、権限移譲ということも含めてですね、国に求めていくという時には、これは必要不可欠なものだという形で、これは佐藤委員のほうからご指摘いただいて、ことの重要さにここで気づきですね、まとめてきたものであります。それで、事務局のほうからまず説明いただきたいと思いません。

○田中地域主権局参事：

それでは答申、11ページでございます。

まず現状でございます。今回の提案につきまして、事務権限の移譲等を要望する、例えば農地法の4ヘクタール超の大臣権限。また森林法の保安林指定・解除権限。また廃棄物処理事務につきましては、条例制定で条件を上乗せする条例を作りたいといった形でやっておりましたが、これらが今もございましたが、佐藤委員のご指摘によりまして、いわゆる法定受託事務と自治事務の考え方をどうするかで、大変私どもの盲点となっております。それで現状の2つ目でございますが、法定受託事務、国が本来果たすべき役割でございます。従いまして、その処理を行うためには法令等により処理基準が定められる場合が多いとされております。

課題といたしまして、本来国の役割とされる法定受託事務に係る権限移譲と。そういたしますと、農地転用とかで4ヘクタール超の国の権限が北海道にずどんと来ると。そうすると、2ヘクタールから4ヘクタールというのは、協議とか同意とか言われておりますが、そこが法的受託事務のまま残ってしまっていると。本体が権限来てるのになんで法定受託事務かいなといった問題意識で、いわゆる実質的に法定受託事務が自治事務に、性格が変容するのではないかというふうに考えました。しかし法律上は、これ誰も言わなければあくまでも法定受託事務のままになってまして、これは特定広域団体の事務になったにもかかわらず、国の関与が形式上残ったままとなりまして、また、独自の基準について条例で制定したいと思っても、それができなくなるおそれがあって、せっかく国に権限移譲を要望しても、特区法に基づく権限移譲が事実上できなくなることがあるのではなかろうかということに気がつきました。それでこのことから、移譲する権限等に関する事務につきましては、最低限いわゆる個別法、例えば農地法、森林法、産廃法の中で、自治事務と規定する必要があるということで、法定受託事務の自治事務化と名付けさせていただきました。これは、権限移譲等を受ける法定受託事務につきまして、農地法また森林法、廃棄物処理法に基づく権限を移しました時に、法定受託事務の事実上自治事務化になりまして、なったにもかかわらず、法律上依然として法定受託事務であるならば、国の関与が残っちゃう格好になるし、議会の議決に制約が出るし、行政不服審査の対象、名宛人は国のままであるということから、権限移譲等の対象となる法定受託事務については、個別法により法定受託事務の適用除外という形が必要ではなかろうかと判断いたしました。

これにつきましては恐れ入ります、資料113でございます。資料の113につきましては、これは前回説明しておりますので、ちょっと今回飛ばさせていただきます。

それで114は逐条解説を入れてございます。

それで今般、法定受託事務の自治事務化、新旧対照表、115ページをご覧ください。ちょっと非常に何と言うかマニアックな話でございまして、道民生活に直接ということではないんですけれども、イメージ図を見ていただきますと、現行。まず国の事務と地方の事務があった時に、国が所管している事務がございます。その中で、その所管して

いる事務がございまして、一方で地方公共団体の事務には現在自治事務と法定受託事務と、2つに分かれています。そして国の事務のうち、地方に法定受託をするというのは、一応受託を受けまして、地方も仕事をしてます。その時には協議しなさいとか、同意が要るとか、法令による処理基準などがあったということとございまして、今回権限移譲後。国の所掌事務でありました、いわゆる国が本来果たすべき役割としての法定受託事務、例えば農地法4ヘクタール超、これはもともと国の権限なんですけど、2ヘクタールから4ヘクタールまでは協議しなさいと言ってるやつは、法定受託事務と整理されてます。根っこの権限がずどんと北海道に降りてきまして、自分で4ヘクタール超を許認可できますのに、法律だけ見ると、2ヘクタール4ヘクタールは法定受託事務のまま残ってしまうということで、こりやまた変ではなかろうかということをお考えすると、これ実は法定受託事務がいっぱいありまして、自治法の別表にいっぱい書いてあるんですが、ここ法定受託事務の一部でございまして、今回、道州制特区法の国から道への権限移譲というのは、逆に言うと、これまで自治事務と法定受託事務であったもののうち、法定受託事務に係る権限移譲を受けてしまうと、北海道特区事務というんでしょうか、いわゆる北海道だけ特例的に自治事務になってしまうという、非常にまか不思議な現象になるわけですが、ここを意図的に個別法でなしておかなければ、例えば条例の制定ができないとか、そういう問題があるのではなかろうかということで、自治事務、法定受託事務という概念から、我々は法定受託事務が権限移譲されてしまうと、これは北海道特区事務というんでしょうか、何か非常に不思議な現象になったという点でございまして。

以上、あと関係条文を付けてございまして、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

次の整理案も一緒にお願いできますか。説明のほう。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。続いて12ページです。

大変恐縮でございまして。これは自治法96条第2項、法定受託事務に議会の権能に関わることができないという規定でございまして。これにつきましては私ども、議会権能であるということとございまして、事務局としては、北海道議会との話し合いとか、北海道議会の意向につきまして確認をしておりますが、現段階で大変恐縮でございまして、答申案に届かず今整理案ということで、付けさせていただきます。これが12ページでございまして。

あと関連資料、119ページ以降、前回提出いたしました、28次地制調の議事録とか議長会のもの、前回と同様のものを添付させていただいております。恐れ入ります、よろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今、答申11の法定受託事務の自治事務化ということで、事務局のほうから説明をいただきました。ここの部分は説明がありましたように、この上のほうの項目についてですね、国からの権限移譲というものを図っていくためには、ここの自治事務化ということがなければ、不十分になってしまうというようなこともあり、こういう形にしました。それと、前回の議論で行われたのは、今度は整理案という形の議会権限の強化ということでありましたけれども、今、事務局の説明がありましたように、道議会の意

向等々についても、一定程度確認という作業が必要なんだけれども、そのところがまだ行われていないということであって、今回の2次答申においては、答申11という形での法定受託事務の自治事務化ということで、答申させていただきたいということであります。

以上の事務局の説明等々に関しまして、ご意見等あればお出しいただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

(各委員発言なし。)

よろしいでしょうか。

○佐藤委員：

整理案になってしまったのは、若干残念な点がありますけれども、しかしながら確かに議会がうんと言わなきゃいけないというのは、わからなくもありません。ただこれ今確認しようと思ったんですが、私も何かうろ覚えとかあれなんですけど、例えばこういうものをですね、道州制特区で出すという時の、もちろん市町村の意見を聞いて議会のうんぬんというのはあるんですけども、イニシアティブをどこが取ればいいでしょうね。

○川城地域主権局長：

この件については、佐藤先生からいろいろご助言をいただいて、我々も調べていろいろやってきたんですけども、先生おっしゃっていただいたように、専ら議会の権能の部分なものですから、今頃気づいて大変申し訳ないんですけども、ちょっと私どものほうからの発議というのは難しいなというふうに思い至ったところでございます。先生おっしゃったように、議会のほうの発議とかですね、それから市町村議会のほうからのご意見とかですね、そういうことも十分考えられるのかなと思っております。ちょっと知事部局、執行部側のほうからこの議決の審議のほうの権能のほうを発議するのはちょっと、大変恐縮ですが苦しいということで、そういうふうにさせていただきました。

○佐藤委員：

いやあの、特区法でどうなりましたかね。本当に記憶がないんですけど。

○田中地域主権局参事：

提案自体は特定広域団体が変更提案の主体となっておりますし、市町村意見聴取の主体も特定広域団体でございますので、北海道庁が自らイニシアティブを取ってやらないといかんわけですが、道議会のご意向をどのような形でお受けして進めていくかというところに、ちょっと私ども思い至らないところがございました。事業主体は特定広域団体の長でなければ手続きには入って来れないと。

○佐藤委員：

私の記憶も確かそうなたなと思ひましてね、それでそうなると、今のようなことだと、今後も含めてですけども、どういうふうな、政治的にはともかくとして、具体的な手続きとしてどういうふうにしたらいいのかなというのが、ある意味やや長期的な、中長期的な課題になるのかも知れませんが、特区法自体の、もし今のような論理を取るのであればですね、関係するところとの調整が必要になってきてというので

あれば、特区法なりのほうもちょっと考えなきゃいけないのかなど。今すぐ何かいいアイデアは私ありませんけれども、あるいは現行のこの道州制特別区域法で大丈夫かも知れませんが、その辺少しご検討をお願いしたいと思います。

○井上会長：

宿題という形で出しましたけども、その点今後詰めていただければというふうに思います。

よろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし。)

ありがとうございます。

では、資料の2のフロントにありますように、第2回答申(案)というふうになっておりますけれども、環境、観光、地方自治ということで、それぞれ1から4まで、5から9まで、10から11までということで、合計11本ですね、答申という形で出させていただきますというふうに思います。

いろいろご審議ありがとうございました。

それで資料の1のところに戻りますとですね、今回積み残してきたという部分については、例えばバイオ燃料のところは積み残しました。ですからこのところは、かなり細かい説明を第8回ですか、事務局のほうから説明いただきましたけれども、道ですね、施策の方針とともに、やはりその実現に向けた具体的な手だてというものも含めてですね、これから継続して詰めていただいて、しかるべき時期にというふうに考えております。よろしくお願ひします。

それからずっと行くとうどうなんだ、空港の一括管理、これはここの場でもですね、いろんな形での意見が出ました。それでもともと道民の皆さん方からご意見があった部分もありますけれども、それらを踏まえてですね、実際には空港整備のあり方をどうするんだとか、あるいは道が一元管理する時のメリット、デメリットはどうなのかとか、こういうようなところを中心にですね、ここで各委員から闊達なご意見等々が出まして、これはもう少し継続審議という形で、早い時期にですね、そういうふうに決めました。

それではあとはプラチナウィーク、広域中核市ですか。これらのところについては、来年に入ってですね、年明け後早々にでも行われる、道民意向調査ですかね、そういったところも含めて、道民の皆さん方が、特にもう名前が最初の段階から変わってプラチナウィークになってますが、ここのところの名称も含めてですね、賛否相半ばすると思いますけれども、それらを出していただいて詰めていくということをしなければならない。

広域中核市についても、当初予定していた参考人の方に来ていただけないという、病気か何かで入院されたと聞いてますが、というようなことがあってですね、やはり実際の首長さんあたりのところも含めてですね、少しきちんとした現場の意見を伺った上でという形で、これもペンディングのまま次回以降にという形にしております。

あと緊急自動車。もうこれは先ほどからしつこく言ってますのでやめますが、次回以降ということになりました。

こういうような形でありますので、あと今申し上げた、残ったものは継続検討ということですので、ここで終わったという形で処理されずにですね、

(ワイヤレスマイク混信のため一時中断)

もうやめろっていう話かな。なので、鋭意ですね、細部を詰めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。また何かいいアイデア、まとめ方がありましたら、その都度委員会で報告していただければというふうに思います。

そういうことでやらせていただきたいと思います、(2)の今後の委員会の審議についてというのは、これちょっと10分ぐらい休みましょうか。もういつもいつも3時間ぶっ通しというのは、ちょっと疲れますので、今、私の時計では10分程度ですので、20分に再開するという形でよろしく願いいたします。

(約10分20秒間休憩)

○井上会長：

では、委員の皆さん方、全員お揃いになりましたので、これから2番目の議題です、今後の委員会審議についてということで、議論を続けさせていただければというふうに思います。

それで、以上の段階です、第2回答申に向けた審議は一応終了したということでありまして、今日この場でですね出た、冒頭では林委員のほうから出ましたけれども、そういったところも含めて、原案ですね、それで修正が必要なところは修正するという形で事務局のほうにお願いしたいと思います。

一応予定ではもう明日しかないんですよ。

(川城地域主権局長～もしよろしければ。)

明日の午後になりますので、やらせていただきたいと思います。それで明日は知事がおられないのかな。

(川城地域主権局長～はい、すみません。上京中です。)

それで嵐田副知事に対してということになりますが、今日のご意見を踏まえてですね、必要なところは訂正するという形で、申し訳ありませんけれども、ご一任いただければというふうに思います。それでこれからですね、また年明け後の次回の委員会から第3回目の答申をするということで、それに向けて引き続き道民の皆さん方の提案をベースに審議を進めるということにしたいと思います。

この委員会のこれまでの審議の間にですね、道民の皆さん方から、もう既に追加的なご意見を40提案という形で寄せられているということでございますので、事務局のほうからですね、完結にご説明いただきたいと思いますというふうに思います。よろしく願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料3をお願いいたします。

資料3につきましては、これは今年の7月26日、いわゆる提案検討委員会を始める前に1回締めておりましたので、その後、7月26日以降、12月12日まで、道民の皆様方から寄せられた提案につきまして、一覧表に整理してございます。詳細には入りませんが、これまで既にいただいておる道民提案と重複するものもございまして、全く新しいものもございまして。

その辺につきましてはめくっていただきますと、道民提案個表データということで、

それぞれまた個表の形に整理しております。ここにつきましては、重複分であるのかまた新規であるのかを含めまして、これまでのルールに従いまして、資料の整理ができましたら、また検討委員会のほうにお諮りしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今の事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この委員会が進んでる間、当然ですね、先ほども申し上げましたけども、道民の皆さん方には少し、議事録の発表が遅れてるようで、ひょっとしたらありがたいのかなと思ってるんですが、速やかに出していただいて、それ以外の部分は新聞等でですね、こういうことやってますよということが報道されてますので、こういったことを受けてですね、道民の皆さん方から今後も引き続き意見がまいると思います。それで、事務局から説明がありましたように、この40の提案、これを道州制になじむもの、あるいは道州制特区によらなくてもいけるものというような形で、また逐次整理していただいて、この場でですね、その振り分けが適切であるかどうかということ、ご審議いただくということにしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(各委員発言なし。)

ではですね、何点か今日、ここのところであるんですが、あと1点ですね、ちょっと詰め切れなかった部分があるのです。それはですね、皆さん、委員の先生方のご記憶かとも思いますが、この道民の皆さん方からの提案、最初の段階でいくつものカテゴリー、先ほどちょっと話題になった、環境とか観光ですね、そういう形で分けているんですが、そこで今の段階で、積み残している部分の、審議未了の部分の、一度もしていないという部分ですね。そこのところをカテゴリーで申し上げさせていただくと、産業経済、地域振興というような部分。更に教育、子育て、福祉というような部分。それでこれを、経済産業、地域振興というのを一括り、そして教育、子育て、福祉というのを一括りというのも1つの考え方としてあり得るのではないかというふうに思ったり、ただ、先ほどの審議の中で一番最後に残ってきた地方自治というのは、これはいろんなところに関わってくるので、例えば今回の場合も地方自治という形で佐藤委員の提案があった部分ですね、ああいったこともやっぱり問題になってくるわけで、この地方自治というのは、これからも引き続き毎回出てくるのかなというふうには思ったりもしているということです。それでここのですね、例えば経済関連あるいは教育、子育て、福祉関係という括り方でいくのか、そうじゃないのか等々含めてですね、ちょっとどちらがいいのかというのは、改めて考えたい。

つまり何を申し上げているかということ、第1回目の答申の前に、第2回目答申に向けてこういうようなジャンルでやりますよということ、予め申し上げていて、そして10月の最初の会議から、要するに各テーマに入っていくんですね。ですから、貴重な時間ですので、テーマを最初から決めておきたい。ただこれは、戦術的な部分とか、あるいは事務局、あるいは事務局が今度は声をかけられる〇〇部とかですね、いうようないくつかのところの進み具合の問題もあるので、ここのところはですね、一応少しその案件、テーマの緊急性、個別の案件の緊急性も含めて、そして事務的な部分の進み具合も含めてですね、少し整理させていただきたいというふうに思っております。

ですから時間の関係で言えば、いずれそう間隔を置かないで、すべてのものを議論しなければいけないので、何から手をつけるのかというのは、ちょっと私のところと事務局も含めてですね、事務局の進み具合も含めて、ちょっと判断させていただいて、それで決めさせていただければというふうに思うんですが。よろしいでしょうか。

(各委員発言なし。)

誠に申し訳ありません。ただ、第3回目が始まる前にはこうこうこういう理由でという形で、委員の先生方全員にはですね、私のほうから直接なり、事務局を通してお話させていただきたいというふうに思います。そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、3点目はですね、今後の会議の持ち方で2点、日本語になっていないかも知れませんが、こういう形で2点提案したい。

1つはスケジュール。先ほど事務局の田中参事のほうから話がありましたけども、だいたい10日に1回この会議を、3時間の会議をやっているということですね、ちょっといい加減、すみません、すみません、ちょっと言葉が出てこない。疲れたって言えないしな。かなりのハイピッチですね、頭の中の整理も十分にいかないというようなことがありましたので、これはひとつ委員の先生方には、少なくともあの第1回の答申がですね、けんけんがくがくの議論をここでやりながら、要するに全会派一致でというね、ことで議会を通させていただいたということで、各委員の先生方には感謝するということが1つ、川城局長のほうからもありました。ですが、今後についてはですね、若干ですね、特に1月、2月、3月、大学の先生だけじゃなくて、スケジュール的に忙しいと思うので、若干余裕を持ってという形で考えさせていただきたい。よろしゅうございませうでしょうね。それはね。そういう形で、少しゆとりを持ちながらというね、余り間延びしてもあれですが、ゆとりを持ちながらという形で考えたいと思ひます。1点目。

あと、2点目はですね、これは道民の皆さん方との対話の問題ですね。これはですね、この委員会は先ほどから申し上げてますように、道民の皆さん方からの提案というのをベースにしながら、そこに依拠しながら我々が整理し、議論を組み立ててきて、そして国に提案していくという形で。その間には当然事務局のご尽力もあるし、議会での審議もあるし、道民の皆さん方からの意見聴取というのものもある。ですからこういう形でいっている部分があるんだけど、もう少し道民の皆さん方の意見をね、別な形で聞くような形であればというふうには思っています。これはですね、実は私、最初の堀さん、あのときは佐藤さんも一緒だったと思うんだけど、堀前知事ですね、時に、道州制懇話会というのがあって、その時には実は、道州制というのはそもそも何だということの議論、抽象的な議論ですが、道州制そのもの論をしたんですね。その次に今度は、高橋1期の前半に、道州制推進会議ということをやって、この時には宮脇さんだったかな、座長は。それで実際には国に向かって提案していったということがあります。9項目でしたか、それをあげていった。これも意味がないといって、いろんなどころからたたかれたやつなんです、こういうことがあった。その次はですね、これの前の高橋1期の後半ですが、道州制推進道民会議ということをやって、今度は道民の立場から考えるとどういふものなのかということ議論してきた。つまりだんだんだんだん、要するに地域主権者のところに移っていったということですね。

それで、ここでやっている部分が結局、道州制特区提案検討委員会という形になっていて、これはもう具体論を実際に組み立てていくということで、実はこれは、ごく当たり前のような形に見えるんだけど、道州制について中央で議論が行われている、そのあ

たりのところも北海道にいろいろ調査に来られたり、私もある雑誌からインタビューを受けて、これは道州制についての専門家の集団ですが、第一この道民からの提案をベースにしながら議論を組み立ててというの、これは実は、北海道のこの場でですね、行われているに過ぎずですね、非常にユニークだったということ。

ですから、そもそもビジョンがない中でどうのということの議論というのは、絶えずあるんだろうと思いますが、私どもはもうビジョンのところは延々と、道州制そのものの議論をしてても、ここは多様な人の集まりですから、今まででもあまり一致するところもなかったと思うんですけどね、私はあまり入っていかなかったからあれだけでも。要するにだから、そこのところは一応皆さん方が頭の中においておられて、イメージをおいておかれて、やはり道民の皆さん方の意見を1つ1つくみ上げてくるという形のところは大事にしたい。それが道民の皆さん方との対話というところの基本です。

それで、かつて道州制推進道民会議の時には、知事も含めて、いくつか道内を行脚したといいますか、何ていうのかな、タウンミーティング的なものやってきましたね。ですから今回ですね、これをやるという時に、来年少し時間的な余裕もあれば、あるいは作ってということで、少し先生方に手分けしていただいてですね、最初のうちは釧路、帯広になるかも知れないですが、そのあたりのところから、やっぱり道民の皆さん方と直接話をしてね、みるという機会を、何回か持つということに意義があるんだろうと思うんですね。こういう形でやっていけばというふうに、つまり我々委員と、道民の皆さん方との対話集会というようなものを持っていくということが必要なのではないかとこのように思っています。この1点。

これは久保田先生ですかね、名寄のほうから、ああいうところも含めてね、こういう方の意見も貴重だということもあります。ですから、久保田先生の名前を出しましたけれども、あとはやはり参考人をね、きちんと呼ぶ。呼ぼうとして呼べなかった部分もあります。先ほどの、整理が未了だったね、広域中核市あたりのところも、呼ぼうかということである程度人選はしたんだけど、呼べなかった。向こうの方のご病気の問題でね。入院されたということで、できなかった部分があるんだけど、参考人を呼ぶ。

それで道州制そのものというふうな、あまりそこのところだけ時間をかけてというふうには言いながらも、やっぱり少し道州制そのもの論を、少し私どもが考えることのね、個々人の先生方が考えを整理していただくという意味でも、少し年明け後、何人かね、時期を見て呼んでいただいて、いろんな方がおられますので、そういう方を呼んでね、やるということも、少しできればというふうに思っています。

それでこれは、時間のスケジュールをもう少し緩やかにということと、道民の皆さん方との対話ということで、実際のタウンミーティング的なものと、あとここに呼んで、少し参考人としての意見をいただくというような形。こういうことを、初めて出すから提案ということになるんですかね、そういうことを付していければと思うんですが。また、こういう方を呼んでとか、どここの場所をということは、各委員の先生方のご意見等々を拝聴しながら進めていければと思うんです。

この点いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

よろしゅうございますか。

いつ頃できるかはわからないんですけどね、特に札幌市内の人だったらいいけど、遠い人だったら予定してた人が来なかったら、どうやって議論するのかということが出てきますので、そこのところは考え考え行ければというふうに思っております。

ではそういうことにさせていただきたい。

あと1点は、事務局で来年の1回目の会議、これについて今何か。まだ考えておられませんよね。そういう時間もないんだよまだ。

○田中地域主権局参事：

ほっとしておりますが、1月の中ぐらいというイメージは置いておりますが、恐れ入ります、今のところまだあれでございます。恐れ入ります。

○井上会長：

1月の中頃って、日本にいないとかいう人いますか。

(川城地域主権局長～またいろいろご都合を伺いながら。)

そういうことで、スケジュールの調整をやっていただきたいと思います。

では、議題の2、今後の進め方というのは、今のよう形、若干押し切ってる形になってるかも知れませんが、そういうことでご協力よろしくお願ひします。

(3)でよろしいですか、(3)その他ということです。事務局のほうから何かあればお出しいただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります、資料4、資料5について、簡便にちょっとご説明したいと思ひます。

資料4、今月12月12日、道議会で全会一致で可決いたしました、1回目、10月3日にいただきました答申の関係でございます。

資料4をめぐっていただきますと、議案第19号、道州制特別区域基本方針の変更についての提案に関する件ということで、このような形で議案を出させていただきました。例えば1の(1)、地域医療を担う医師を育成する札幌医科大学の定員数を地域で定めることができるよう、うんたらうんたらなど、地域医療の確保のために適切な措置を講ずること。ということで、いろいろ私ども、次(2)、北海道の実情に応じた医療の提供ができるよう、とそういう大きな目標に向けまして、例えば法令改正なども含め、国において適切な措置を講じていただきたいと思いますという議案の形としてございます。

めぐっていただきまして、次のところで変更の素案というのがついてますが、これは法律上どんな形がいいのか、初めてやるんでちょっと悩んだんですけども、こんな格好でとりあえず出したということで、このような形で道議会の議決をいただきました。大変お世話になりました。

それで次に、資料5でございます。

10月3日に緊急提案の答申をいただきまして、市町村意見聴取及びパブリックコメントを約1月行いました。それで若干ご意見をご報告いたしますと、例えば札幌市、これ水道法の関係です。(1)①、4行目、保健所を含めた水道に関する組織体制を整備し、人材を確保してほしいということに対しましては、道の対応として右側、26保健所が中心となって、地元水道事業者に対する指導内容とかいろいろ、地域に密着した細やかな対応ができるというふうに対応したいとか、この札幌市のほうの一番下、北海道自身の体制整備に加え、北海道のリーダーシップのもと、道内事業者間等の相互的・広域的な連携強化が必要と考える。これに対しましては、ちょっと右下になりますが、道と日本水道協会北海道地方支部との間で相互応援連絡体制などを整備していきたいといった形での対応を書いております。

めくっていただきまして、札幌市はやはり水道についていろいろ来ましたが、総じて体制をしっかりとやって頑張っていこうという形でございました。

そしてその次、江別市というのもやはり水道関係でございまして、スタッフの充実に努めてほしいと。あとまた滝川、ここも水道法でございまして、滝川については①、北海道特性に合致した水道事業の運営に関する法定の指導・監督は全国一律で行うべきではないと。北海道が行うべきと。いろいろ多々そのようなご意見。

ちょっとめくっていただきまして、左側、網走市からも出てきてございますが、札幌医科大学の定員関係で、いわゆる北海道の地域医療の確保は深刻な課題であって、答申1、2、3には賛成であるといったことで、一番下、8市町村からご意見いただきました。それで172市町村は特に法に基づく意見提出はございませんでした。

また、右側でございまして、これパブリックコメントでございまして。

それでパブリックコメントはお2人の方からまいりました。

最初は札幌医科大学関係で、北海道内での医療格差について北海道はどんな対応をやっているのかと。総論的なものでございまして、特区法を1つのツールとして活用を頑張っていくと。

次にJAS法に関しましては、かなり玄人筋のような気もいたしましたが、いろいろ細かな点が書いてございます。特に2つ目、国においていろいろやっていると、少なくともJAS法に基づく権限移譲、いわゆる指示権等は道の権限となっていると。果たして十分な財源移譲があるのかという問いかけがございました。それに対しまして右側、しかしのところですが、道域業者に対する指示権限は道にしかないため、現に北海道農政事務所が行っている道域業者の調査等に要する経費について、財源移譲の余地があるものと考えておりますと。など、このようなご意見にこのように対応したということで、ご報告させていただきます。

○井上会長：

ありがとうございました。

緊急提案についての件、そしてパブリックコメント等々の、あるいは市町村の意向調査の件について、ご報告いただきました。

何かご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

では特段なければ、これで本日予定しておりました議題等々は終わりであります。

もう最後になりますが、今年最後ということで、私どもはほっとし、事務局はこれからまとめなきゃいけないということなんだろうと思いますが、是非ですね、来年はまたいい年を迎えられて、実はこの委員会は道民の皆さん方の生活に直結するということで、あとはできるだけ、この案件としては道民の誰をもがコストを払わないで済むものということでやってきましたけども、来年積み残してる部分については、こちらたてればこちらたらずというのが多々残っているように思いますので、是非年明け後の集まりにはですね、全員の先生方がご出席いただいて、またエネルギーにですね、やっていただきたいと思っております。

本当に長時間にわたってですね、本日もそうですが、この数か月ご苦労様でありました。副知事のほうに明日答申を持っていくということにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ご苦労様でした。